

国立市総合防災計画の主な修正点について

計画の構成(修正なし)

第1部「総則」 第2部「減災計画」 第3部「災害応急復旧計画」 第4部「災害復興計画」 第5部「東海地震事前対策」

【主な修正点】

第1部「総則」

統計資料等の時点修正
被害想定の更新(H24.4東京都公表)
水道事業の業務移管に伴い、都関係機関に水道局を追加
市民の役割に「生活必需品の備蓄に努める」ことを追加
事業者の役割に「災害応急対策等に関する事業者は事業継続に努める」ことを追加
地区防災計画の提案手続きを記載

第2部「減災計画」

計画期間を平成28年度から平成32年度までとした。
現計画の事業進捗状況に関する評価を行うとともに被害想定から見た国立市の防災課題を抽出
主な事業

目的	事業
市の体制整備	計画的な訓練の実施 各種マニュアルの整備 職員用の食糧等の備蓄
共助の推進	地区防災計画の作成 避難所候補施設の一時避難所としての利用検討
市民の防災意識向上	HPやSNSを活用した防災関連情報の発信 冊子「くにたちの災害対策」の見直し・再配布 シェイクアウト訓練の実施
要配慮者対策	要配慮者避難支援事業の推進 避難行動要支援者名簿の作成 在宅医療推進連絡協議会による福祉避難所計画
火災対策	都市計画による道路整備、建物の耐震・不燃化、沿道緑化等延焼遮断帯の整備を推進 感震ブレーカーの周知、補助制度の検討
情報伝達体制の整備	防災行政無線のデジタル化 複数の手段による情報伝達体制の整備
避難生活対策	下水道管きよの耐震化とマンホールトイレの設置 避難者増加に対応する備蓄の増強

第3部「災害応急復旧計画」

災害時の活動体制を班体制から平常時の組織に業務を割り当てるよう変更
特命事項として「指定参集職員の業務」「り災証明書の発行」「復興計画に関すること」を平常時の組織とは別に規定
職員の参集基準を震度階で1ずつ引き下げ
第3章「大規模事故等応急対策」に火山災害、原子力災害の対応を記載

第4部「災害復興計画」

「住宅の復興対策」の各種支援策に具体例を記載
「都市復興対策の実施」に被害状況を把握するための調査を追加

第5部「東海地震事前対策」

第3部「災害応急復旧計画」の修正と同様に平常時組織に業務を割り当てるよう変更

資料編

時点修正
地区防災計画作成ガイドラインの新設